

令和6年 春の全国交通安全運動

沖縄県実施要綱

運動のスローガン

わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり

－ 令和6年4月6日(土) ～ 4月15日(月) －



沖縄県交通安全推進協議会

令和6年春の全国交通安全運動

沖縄県実施要綱

第1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

1 運動期間

令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間

2 交通事故死ゼロを目指す日

令和6年4月10日（水）

第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおりに。

第5 運動のスローガン

「わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり」

第6 運動重点（全国重点）

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

【趣旨】全国重点を3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童（小学生）の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。加えて、歩行中児童（小学生）の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。このため、

こどもが安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、道路の安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

- (2) 交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、自動車等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を促していくことが必要である。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当たりでみると、75歳未満の運転者と比較してより多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

- (3) 自転車乗用中の交通事故死者数が減少傾向にある一方で、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にあるほか、自転車乗用中の交通事故死傷者数は10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さらに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。以下同じ。）に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を促していくことが必要である。

第7 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

(1) 通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

ア 通学路、未就学児を中心に、こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従

- う こと等の基本的なルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童（小学生）への教育の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

(1) 運転者の歩行者優先意識の徹底

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ウ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- オ 夜間の対向車や先行車がいなかった状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(2) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

(3) 妨害運転等の防止

- ア 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(4) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
 - ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (6) 二輪車運転者に対する広報啓発
 - ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
 - (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進
 - ウ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
 - (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ スマートフォン等使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
 - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店

等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進

イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記第6～第7に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 推進機関・団体等における実施要領

(1) 推進機関・団体等は、相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

(2) 推進機関・団体等は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育等、時代に即した効果的な手法による取組を更に推進するものとする。

さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。

(3) 推進機関・団体等は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。

(4) 推進機関・団体等は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨、重点項目等を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮

をするものとする。

- (5) 県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上等を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (7) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (7) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (7) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動の指導
- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (7) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

オ 職域における活動

- (7) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対するヘルメット着用と交通ルー

ルの遵守の徹底

- (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (ク) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体等を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第9 運動の実施事項

1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険性、反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫」等という気持ちを捨て、「飲酒運転は絶対にしない」との強い信念を持つこと。（事故を起こしたときの代償が大きいことの認識）
また、アルコールの体内における処理にかかる時間などについて正しい知識を持ち、適量飲酒に努める。（二日酔い運転の防止）
- (2) 無免許運転・妨害運転の悪質性、危険性について認識するとともに、無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座席同乗者にも正しく着用させる。
- (4) 幼児・児童を同乗させる場合は、こどもの体格に合ったチャイルドシート等を正しく装着させる。
- (5) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等による事故を常に意識して運転に臨む。
- (6) 歩道や路側帯に立っている歩行者を発見したら、「横断するかもしれない」と考え、その動静に注意し、万が一に備えた走行を行う。
- (7) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。
- (8) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。
- (9) 運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。
- (10) 「高齢運転者標識（高齢運転者マーク）」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。
- (11) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受けるとともに、加齢に伴う自分自身の身体機能の変化を意識し、運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (12) 二輪車の運転者は左折時の巻き込みや、右折車と直進車による事故には十分配慮

すること。また、二輪車安全運転5則を遵守し、渋滞時及び走行時のすり抜けや、無理な車線変更等危険な運転をしない。

- (13) 自転車の運転は原則として車道通行、車道は左側通行、歩行通行が可能な歩道は車道寄りを徐行するなど「自転車安全利用五則」に定める通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法を遵守する。

2 地域・家庭における実施事項

- (1) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等の危険性、迷惑性、反社会性及び事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないよう、また、シートベルト・チャイルドシート、二輪車はヘルメットを着用するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転・無免許運転・妨害運転等の危険性、迷惑性、反社会性や事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無免許運転・妨害運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転、妨害運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体(回覧板、チラシ)を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。
- (7) 交通安全講習会への積極的な参加などにより、飲酒運転の危険性、歩行時の事故状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで考える。
- (8) 高齢運転者のいる家庭等では、身体機能の変化等により運転に不安を覚えることがないかなどについて家族間で話し合い、運転免許証の自主返納について検討する。
- (9) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性を認識する。

3 職場における実施事項

- (1) 従業員に対して交通安全指導をする際は、こどもと高齢者の行動特性を理解させその近くを走行するときは、スピードを落としてゆとりを持った思いやり運転を実践することを指導し、こどもと高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用を努め、交通事故防止を図る。
- (3) 事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみ

で着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙（誌）等を活用し啓発に努める。

- (4) あらゆる機会を利用し、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (5) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。
- (6) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性の周知を図る。
- (7) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させ、自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図る。
- (8) 安全運転管理者の設置を要する事業所（乗車定員 11 人以上の自動車を 1 台以上又は、乗車定員 10 人以下の自動車を 5 台以上使用している事業所）は、運転者に対する運転前後のアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認及びその記録を 1 年間保存する等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。

4 推進機関・団体における実施事項

別紙 2「推進機関・団体の実施事項」のとおり。

第 10 効果評価の実施

推進機関・団体等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第 11 報告

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、実施計画及び実施結果を次のとおり、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課長）に報告するものとする。

1 実施計画の報告

「様式 1」により、令和 6 年 3 月 4 日(月)までに必着のこと。

2 実施結果の報告

「様式 2～5」により、令和 6 年 5 月 1 日(水)までに必着のこと。

なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、当該新聞記事等を添えて、その都度、報告願います。

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

沖縄県
市町村
沖縄県警察
沖縄県教育委員会
沖縄県市長会
沖縄県町村会
内閣府沖縄総合事務局
在沖縄自衛隊
沖縄労働局
沖縄気象台

交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所
沖縄県交通安全母の会連絡協議会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
沖縄県個人タクシー事業協同組合
沖縄中部個人タクシー事業協同組合
那覇個人タクシー事業協同組合
琉球個人タクシー事業協同組合
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会
沖縄県自動車販売協会
沖縄県中古自動車販売協会
沖縄県軽自動車協会
沖縄県二輪車普及安全協会
沖縄県自転車商協同組合
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
沖縄県自動車整備商工組合
軽自動車検査協会沖縄事務所
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所
自動車安全運転センター沖縄県事務所
日本道路交通情報センター那覇センター
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
一般財団法人沖縄県自動車標板協会
一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部
私鉄沖縄県労働組合連合会
沖縄都市モノレール株式会社

教育関係団体

沖縄県小学校長会
沖縄県中学校長会
沖縄県高等学校長協会
沖縄県幼稚園協会
沖縄県私立保育園連盟
一般社団法人沖縄県PTA連合会
沖縄県高等学校PTA連合会
一般財団法人沖縄県私学教育振興会
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部
沖縄県保育士会
沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県学校安全教育推進協議会
体力づくり沖縄県民会議
沖縄県教職員組合
独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟
公益社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
沖縄県公民館連絡協議会
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会
沖縄県知的障害者福祉協会
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県銀行協会
日本赤十字社沖縄県支部
一般社団法人沖縄県医師会
沖縄県清涼飲料協会
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
日本青年会議所沖縄地区協議会
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
沖縄県消防長会
公益財団法人沖縄県消防協会
沖縄県人権擁護委員連合会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
沖縄県石油商業組合
一般社団法人沖縄県労働基準協会
沖縄弁護士会
沖縄県内各ライオンズクラブ
沖縄県内各ロータリークラブ
在日米軍沖縄事務所
沖縄県保護司会連合会
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部
沖縄県酒造組合
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会
(以上 9 1 機関団体)

協賛団体

沖縄タイムス社	朝日新聞那覇支局
琉球新報社	毎日新聞那覇支局
琉球放送	読売新聞那覇支局
ラジオ沖縄	産経新聞那覇支局
沖縄テレビ	共同通信那覇支局
琉球朝日放送	時事通信那覇支局
エフエム沖縄	日本テレビ那覇支局
NHK沖縄放送局	日本経済新聞那覇支局
宮古新報	宮古テレビ
宮古毎日新聞	石垣ケーブルテレビ
八重山日報	
八重山毎日新聞	(以上 2 2 団体)

推進機関・団体の実施事項

県	1 市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安全運動推進の支援 2 ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動 3 広報車等による交通安全広報の実施 4 ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施 5 その他、交通安全活動の推進
市 町 村	1 推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知 2 市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発 3 交通指導員等との連携による街頭指導の実施 4 ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発 5 広報車等による地域内の交通安全広報の啓発 6 自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施 7 各種の交通安全教育及び講習会の開催 8 老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進 9 スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検 10 その他、交通安全活動の推進
警 察	1 飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化 2 二輪車及び自転車等に対する取り締まりを強化し、正しいヘルメットの着用（あごひもの装着等）の指導を徹底する。 3 交差点違反（信号無視、一時停止違反、合図不履行等）の取り締まり強化 4 高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施 5 ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動 6 地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施 7 交通安全施設の整備・充実 8 関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供 9 交通安全協会連合会（地区安協）等の関係団体との連携による各種活動の推進 10 その他、交通安全活動の推進

教育委員会	1 児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底 2 P T A等との連携による登下校(園)時における街頭指導の充実 3 学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発 4 シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚 5 暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底 6 広報活動その他交通安全活動の推進 7 高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催
道路管理者	1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他、交通安全活動の推進
交通安全協会連合会 (地区安全協会)	1 各地区交通安全協会(連合会)等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による飲酒運転根絶の呼び掛けを含む交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 こどもと高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 8 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 9 事業所における安全運転管理活動の促進 10 その他、交通安全活動の推進
交通安全 母(友)の会	1 各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催 2 家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進 3 街頭指導の実施 4 高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施 5 その他、交通安全活動の推進
その他 推進機関・団体 と協賛団体	1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送施設等を活用した広報の実施 4 広報誌(社内誌)等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他、交通安全活動の推進

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 運 転 者 は | ・ 運転するなら酒を飲まない
・ 酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・ 運転する人に酒をすすめない
・ 酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 十分な車間距離をとる |
| 3 割り込みをしない |
| 4 わき見運転をしない |
| 5 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | |
|--------------------|
| ・ キープレフトの励行 |
| ・ 安全な速度の励行 |
| ・ 飲酒運転はしない |
| ・ 無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・ 路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | |
|----------------------------|
| 1 カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 安全速度は必ず守ろう |
| 3 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 ヘルメットは正しくかぶろう（あごひも装着の徹底） |

暴走族三ない運動

- | |
|---------------|
| ☆ 暴走行為をしない |
| ☆ 暴走行為をさせない |
| ☆ 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- | |
|-------------------------------|
| 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先 |
| 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 |
| 3 夜間はライトを点灯 |
| 4 飲酒運転は禁止 |
| 5 ヘルメットを着用 |

